

瀬戸市告示第41号

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年国土交通省告示第786号。以下「告示」という。）第2項の規定に基づき、告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものとして瀬戸市長が別に定める要件を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

瀬戸市長 川本雅之

告示第2項の市長が別に定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 告示第1項第1号に該当する住宅であること。
- (2) 前号に該当する住宅のほか、木造の一戸建ての住宅であって、アからウまでのいずれにも該当するものであること。
 - ア (7)又は(4)のいずれかに該当するものであること。
 - (7) a又はbのいずれかに該当し、かつ、cに該当すること。
 - a 告示第1項第1号ニ(1)に該当すること。
 - b 外壁及び軸組について、(a)から(c)までのいずれにも該当すること。
 - (a) 外壁の片面を真壁造とすること。
 - (b) 貫工法を用いること。
 - (c) 柱、はり、母屋、土台及び足固めに用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ、伝統的な継手及び仕口を用いたものであること。
 - c 縁側について、(a)から(d)までのいずれにも該当すること。

- (a) 奥行きが0.9メートル以上であり、かつ、幅が3.6メートル以上であること。
 - (b) 高さが1.7メートル以上であり、かつ、幅が3.6メートル以上である開口部（開口部（高さが1.7メートル以上であるものに限る。以下同じ。）が複数設けられている場合にあっては、幅が3.6メートル以上である1の開口部又はそれらの幅の合計が3.6メートル以上となる2以上の開口部）が室内側及び室外側にそれぞれ設けられているものであること。
 - (c) 室内側の開口部（開口部が複数設けられている場合にあっては、それらの開口部のうち幅が3.6メートル以上である1の開口部又はそれらの幅の合計が3.6メートル以上となる2以上の開口部）に建具が設けられているものであること。
 - (d) 室外側の開口部（開口部が複数設けられている場合にあっては、それらの開口部のうち幅が3.6メートル以上である1の開口部又はそれらの幅の合計が3.6メートル以上となる2以上の開口部）に複数の建具が設けられているものであり、かつ、それらの建具が多層的に配置されているものであること。
- (イ) a 及び b に該当すること。
 - a 告示第1項第1号ニ(2)に該当すること。
 - b (7) b に該当すること。
- イ (7) 又は (イ) のいずれかに該当するものであること。
- (7) 屋根（下屋及びひさしを除く。）に愛知県産の粘土瓦を用いたものであること。

(イ) 柱、土台及び足固めに愛知県産の木材を用いたものであること。

ウ (ア)から(イ)までのいずれかに該当するものであること。

(ア) 軒（けらばを除く。）の出が0.9メートル以上であること。

(イ) 自然通風の取込みに配慮した複数の窓が設けられているものであること。

(イ) 給湯の用に供する太陽熱集熱設備が設けられているものであること。